

卓話講師丸山武先生の紹介： 中條耕二会員

1936年2月 三条市本成寺に生まれる。

1959年 中央大学法学部卒業後運輸省航空局に勤務され1968年弁護士登録。その後東京弁護士会上議員公害対策委員会副委員長、裁判所民事委員、著書に「それでもあなたは飛行機に乗るか」「生活の法律相談」そして最近出された「かばんの中」という事で今日の卓話のテーマを決めてもらいました。

ゲストスピーチ： 「かばんの中」 丸山武弁護士



私は西中の生まれで三条高校では中條さん、梨本さんとご一緒させて載きました。10年前東京で三条会という集りが初めて出来て年に1～2回会合を開いています。そして集りの中で三条市長三条市議会議長をわざわざお呼びしています。この前の新年会にもおいで載きました。私は2ヶ月に1度位は三条に帰りますのでその際は声をかけて下さい。

せっかく皆様から貴重な時間を作ってもらいましたので、相続と遺言について話をいたします。最近いろいろな書物にとり上げられていますが、皆様は知識があると思いますが念の為紹介します。昔は長男が全部相続したりしましたが、現在では均等相続で平等に相続する事になっております。法律で相続分を定めていまして、連れ合いが遺産の $\frac{1}{2}$ 、あの $\frac{1}{2}$ は子供が平等に相続することを直系相続と申します。兄弟と連れ合いが相続する場合は $\frac{1}{4}$ が連れ合いで $\frac{1}{4}$ は兄弟で相続します。遺言書をどういうふうに作るか説明しますと自筆証書遺言はすべて自分で書いて日付と署名、捺印を押しておけばよいのです。最近はドラマとか事件にもなってるのでまず遺産をめぐる争いがある訳ですが、そういう事を起こさないようにと遺言を残すのが義務だと思います。

紹介刊行物： 「ロータリアン必携」第3版御紹介

この第3版は1982年刊行の初版に、それ以後起きた国際ロータリー（R I）の方針、プログラムの主な変更をすべて取り入れて改訂のうえ、出版されたものです。

「ロータリアン必携」は、すべてのロータリアンにとって重要でしかも関心のある、ロータリー関係の事柄をまとめたものです。また「ロータリアン必携」は、ロータリーを理解し身につけるためになくてはならないものです。参考資料、あるいはアイディア、インスピレーションの糧として、そして現代世界におけるロータリーとその活動について、一層の理解を深めるために、ぜひご活用をお勧めしたいと思います。

「ロータリアン必携」は7巻で1セットとなっています。第1巻の総論のほか、ロータリーの四大奉仕の各部門について1巻ずつ（第2巻から第5巻まで）と第6巻青少年のための諸活動、第7巻ロ

ータリー財団から成っています。

ロータリーの国際性を強調するため各巻には、全世界で活動し奉仕しているロータリーの姿が、写真や実例で浮き彫りにされています。奉仕活動に伴う問題あるいは奉仕の機会は、各国の事情によって多種多様であり、写真や実例を数多く載せたのは、その点についての理解をしやすくするためです。

「ロータリアン必携」は、既刊のロータリー刊行物とは極めてその性質が違っている刊行物です。なぜかといいますと、英語以外の7ヶ国語の版は、英語版の翻訳というよりも、むしろ7ヶ国の経験豊富なロータリアン有志によって、それぞれの国の国民の考え方や表現方法などの習慣に適するように翻案されているからです。

「ロータリアン必携」は3年に一度、ロータリーの規則制定機関である、規定審議会が開かれるたびに改訂されます。この新文献は、今後とも長年にわたって、ロータリーのミニ百科辞典として役立つようになっています。

※希望者は事務局へ申し込んで下さい。

1セット（7巻） ¥3,350-

「ロータリアン必携」第2巻—クラブ奉仕—より一部抜き出して御紹介いたします。

必ず出席を！

日本の地区ガバナーの1人は、地区の出席率が95パーセント以下になってしまった、とR I事務局に対して丁重なわび状を送ってきました。ウルグアイの農夫は、例会に出席するため、25-30キロメートルもトラクターを運転します。オーストラリアでは、マークアップのため、240キロメートルも車を走らせる人も珍しくありません。このような事実は、ロータリアンの例会出席への熱意を物語っています。クラブ例会に規則正しく出席することは、義務の一つであり、入会時にこの義務を果たすと約束しました。ロータリー・クラブに入会して数カ月もしないうちに、規則正しく出席する習慣が身につきます。新会員向けの会議で出席を強調しているからです。

自分のクラブの例会に出席できない場合は、前回の例会の定例の時から、次回の例会の定例の時までのあいだに、他クラブの例会に出席してマークアップすることができます。多くのクラブでは、近隣クラブの例会曜日と場所を、クラブ会報などを通じて、会員に連絡しています。あるロータリアンが他クラブを訪れたら、その日、定例の場所で例会が開かれていたときは、「マークアップ」したものとみなされます。この人の落度ではないからです。

出席を免除される場合もあります。地区または国際的なロータリーの催しに出席中、または、往復の途次にある会員は、所属クラブの例会出席を免除されます。マークアップする機会がまったく得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたは財団の提唱するプロジェクトに従事している場合も出席とみなされます。通算20年以上会員であって65歳以上のシニア・アクチブ会員、通算15年以上であって70歳以上のシニア・アクチブ会員は、恒久的に出席規定の適用を免除されます。

低い出席率には罰則が課せられます。連続4回の例会欠席、半期間の所属クラブへの出席率30パ